

社会情勢の変化を踏まえた基本構想改定の方針

I 文京区バリアフリー基本構想の概要と改定

(1) バリアフリー基本構想とは

本区では、平成 27 年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)」に基づく「文京区バリアフリー基本構想(以下「現行基本構想」という。)」を策定しました。

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法第25条に基づき、区市町村が定めるものです。

バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

バリアフリー基本構想では、バリアフリー法に基づき、以下の内容を明示することが定められており、現行基本構想においても、この内容に基づき作成しています。

表 バリアフリー基本構想で定める事項

項目	内容
①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
②重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方
③生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など
④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業、その他事業
⑤その他の事項	ソフト施策(心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等)、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど

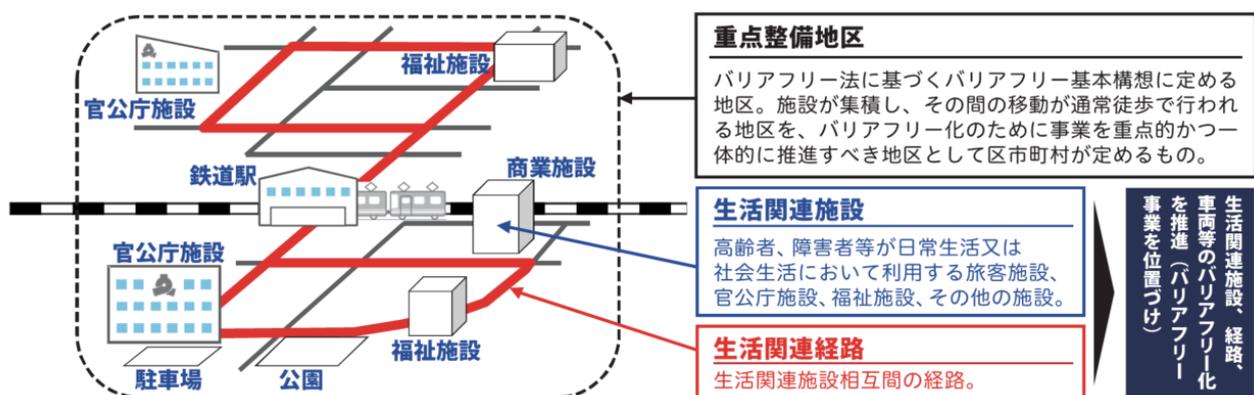


図 バリアフリー基本構想制度のイメージ

(2) 現行基本構想の位置づけ

現行基本構想は、区のまちづくりの方針を示す文京区都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する、区や都の施策と連携・整合を図るとともに、「交通政策基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」等の関連法の考え方を反映した構想として策定したものです。

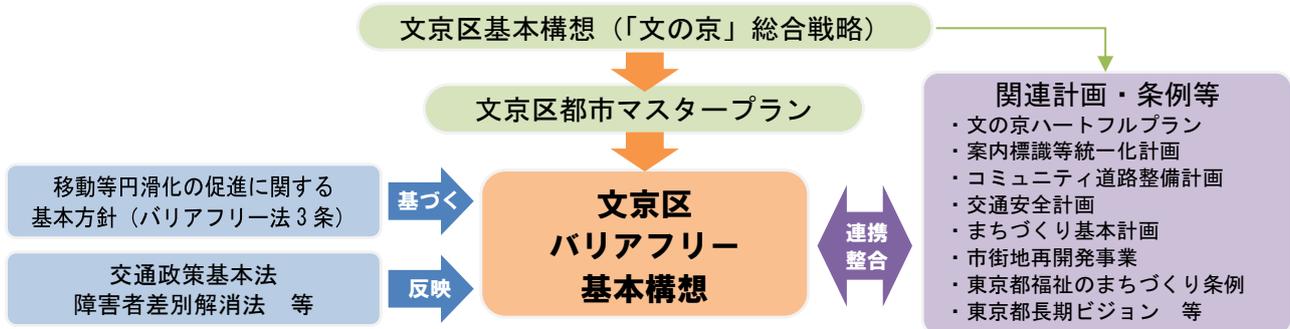


図 現行基本構想の位置づけ

(3) 現行基本構想の改定

現行基本構想では、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の令和7年度を目標年次として取組を推進することとしています。

現行基本構想の検討にあたり、区全体に共通するバリアフリー課題や地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す5地区(都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部)それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

その方針に基づき、バリアフリー化を具体化するため、バリアフリー化のために実施する事業(特定事業)を重点整備地区別にとりまとめた重点整備地区別計画(以下「地区別計画」という。)を検討しました。平成28年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】」を、平成29年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域(東部・中央・西部)】」を策定しました。

現行基本構想は、令和7年度を目標年次としていることから、さらなるバリアフリー化の促進に向けて、令和7年度に現行基本構想の評価及び改定を実施します。さらに、令和8年度には地区別計画を改定します。



図 重点整備地区(5地区)

表 これまでの検討経緯

時期	内容
平成18年12月	バリアフリー法の施行
平成28年3月	文京区バリアフリー基本構想の策定
平成29年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】の策定
平成30年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域(東部・中央・西部)】の策定
平成30年度 ～令和6年度	毎年度、各施設設置管理者等に事業の進捗状況を確認し、進捗状況の概要を公表
令和5年3月	文京区バリアフリー基本構想 中間評価のとりまとめ

2 社会情勢の変化

現行基本構想の策定以降、バリアフリー法の改正や関連法の制定など、バリアフリーを取り巻く社会情勢が変化しています。

令和 7 年度に改定するバリアフリー基本構想(以下「改定基本構想」という。)では、これらの内容を十分に踏まえた検討が必要です。

(1) バリアフリー法の改正

平成 30 年にバリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明記して基本理念が示されるとともに、新たに「移動等円滑化促進方針(以下「マスタープラン」という。)」の枠組みが設けられました。マスタープランでは、具体的なバリアフリー化事業の位置づけが困難な地区においても、多様な視点から方針を示すことができる枠組みとなっています。

また、令和 2 年の改正では、心のバリアフリーのさらなる推進(教育啓発特定事業の追加)やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されたほか、公共交通事業者に対するソフト基準(役務の提供)や利用者への広報・啓発など、ソフト施策に関する記載の充実が図られています。

さらに、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正も進められ、これに合わせて東京都の条例等も改正されています。

国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針は、各施設等のバリアフリー化の目標を令和 7 年度末までと定めているため、令和 8 年度以降の目標更新等について留意が必要です。

(2) 関連法の制定

現行基本構想策定後、平成 28 年には「障害者差別解消法」(令和 3 年の改正により合理的配慮の提供が義務化)、平成 30 年には「ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(以下「ユニバーサル社会実現推進法」という。)」が施行されるなど、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現の重要性はますます高まっています。

(3) 文京区の新たな条例の制定

本区では、令和6年に「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

3 改定方針

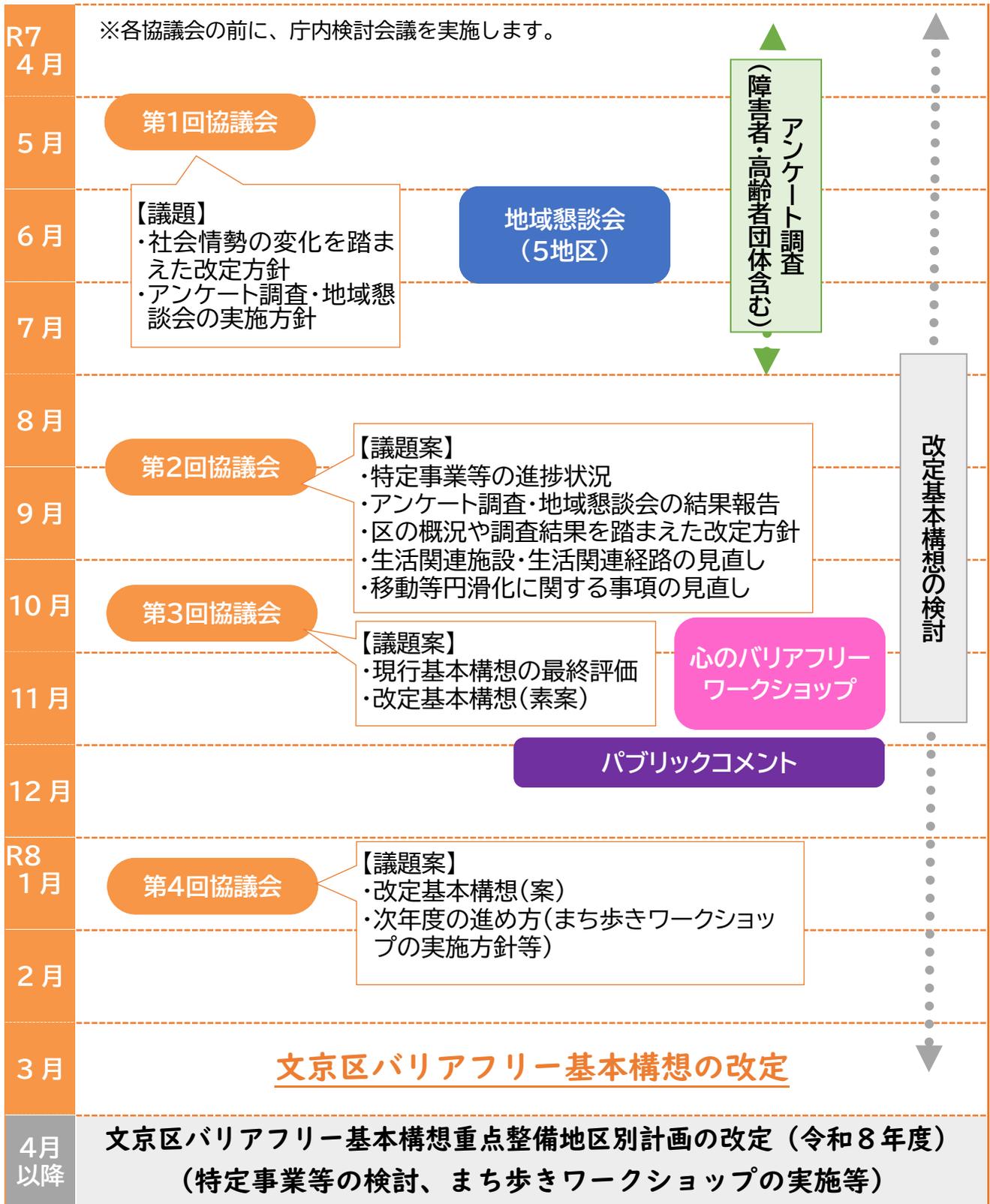
上記の社会情勢の変化を踏まえ、現行基本構想の改定方針を示します。

- 現行基本構想及び地区別計画では、区内全域を重点整備地区に設定しており、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しています。これを踏襲しつつ、各種基準やガイドラインが充実した点や国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針の目標更新などに留意した上で、改定基本構想を検討します。
- 現行基本構想及び地区別計画で示した心のバリアフリー、情報のバリアフリー等の推進に向けた具体的な事業やソフト施策について、福祉・教育等の取組との連携を図りながら、さらなる充実に向けて検討します。
- 現行基本構想の検討時に実施したアンケート調査や地域懇談会等について、改定基本構想の検討時にも実施することで、現行基本構想の成果や課題を把握し、現行基本構想の最終評価や改定基本構想に反映します。

4 改定に向けたスケジュール

今年度の基本構想改定に向けたスケジュールを以下に示します。

改定基本構想は、本協議会を中心に、アンケート調査や地域懇談会の実施により、現行基本構想の評価や新たな課題等を把握した上で改定します。



<参考>バリアフリー法の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙**字は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
緑字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

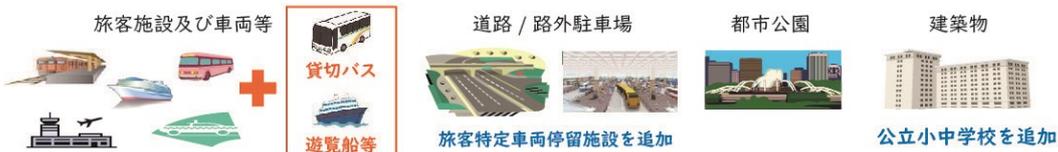
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

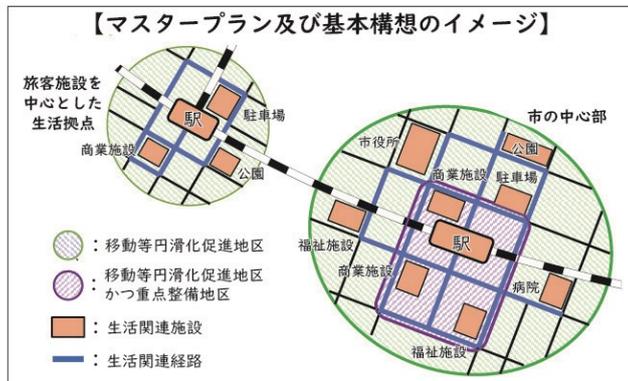
- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)**

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**



6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)**

国土交通省資料から作成

図 バリアフリー法の概要

<参考> 移動等円滑化に関する主な基準等

表 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 令和6年6月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和5年7月
駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和6年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和6年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和6年3月改訂
		駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	国土交通省 令和4年7月
	道 路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和6年1月改定
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和4年3月改訂
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
	駐車場	車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン	国土交通省 令和5年3月
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国土交通省 令和4年3月
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	東京都 令和5年10月改訂
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)	東京都 令和5年3月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和5年6月
	駐 車 場	東京都駐車場条例	東京都 令和4年3月改正
障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン		東京都 平成25年8月	

<参考>国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の概要

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は、バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各施設等のバリアフリー化の目標等を定めています。

表 各施設等の移動等円滑化の目標(船舶及び航空に関するものは省略)

施設・車両等		令和7年度末までの目標(全国値)	
鉄軌道	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ・大規模駅ではバリアフリールートの複数化 ・可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小 	
	ホームドア・可動式ホーム柵	<ul style="list-style-type: none"> ・全体で 3,000 番線 ・10 万人/日以上のは 800 番線 	
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none"> ・約 70% 	
バス	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	乗合バス	ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"> ・約80%(リフト付きバス等を除く)
		リフト付きバス等	<ul style="list-style-type: none"> ・適用除外認定車両の約 25% ・指定空港への路線のバリアフリー車両導入 50%
	貸切バス	リフト付きバス等	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2,100 台
タクシー	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none"> ・約 90,000 台 ・各都道府県における総車両数の 25%をユニバーサルデザインタクシー※とする 	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	<ul style="list-style-type: none"> ・約 70% 	
都市公園	特定公園施設(園路・広場)	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha 以上の施設の約 70% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha 以上の施設の約 60% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha 以上の施設の約 70% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
路外駐車場	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・約 75% 	
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物(2000㎡以上の特別特定建築物)	<ul style="list-style-type: none"> ・約 67% ・床面積の合計が2000㎡未満の施設のバリアフリー化促進 ※公立小学校等は文部科学省の目標に沿ってバリアフリー化を実施 	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・交通の状況に応じ必要な部分について原則 100%(音響式・エスコートゾーン) 	
基本構想等	マスタープランの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・約 350 自治体 	
	基本構想の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・約 450 自治体 	
心のバリアフリー		<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」の用語の認知度を約 50% ・高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則 100% 	

(バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(国土交通省)から作成)

<参考> 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定(令和 3 年改定)されました。(以下、内閣府のパンフレットを抜粋)

障害者差別解消法では 何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

※ 言語(手話を含む)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳も持っている人のことではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます)、その他の心や体のはたらきに障害(難病に起因する障害も含まれます)がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です(障害児も含まれます)。

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

障害者差別解消法が変わります！



令和6年4月1日から 合理的配慮の 提供が義務化 されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- 表紙 1
- 共生社会の実現に向けて 2
- 合理的配慮の提供とは 4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！ 6
- 不当な差別的取扱いとは 8
- 障害のある人へ適切に対応するための
チェックリスト 10
- 困ったときは 12



合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等と事業者が、
 - ② その事務・事業を行うに当たり、
 - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
 - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
 - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

※「意思の表明」には、障害特性等により本人の意思表明が困難な場合に、障害者の家族や介助者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

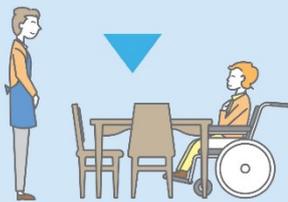
合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。

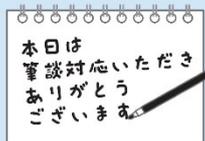


【申出への対応（合理的配慮の提供）】
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)



【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。

不当な差別的取扱いとは

- 障害者差別解消法では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。
- 企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、例えば「障害がある」という理由だけで財・サービス、各種機会の提供を拒否したり、それらを提供するに当たって場所・時間帯等を制限したりするなど、「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければなりません。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等や事業者が、
 - ② その事務又は事業を行うに当たり、
 - ③ 障害を理由として、
 - ④ 障害者でない者と比較して、
 - ⑤ 不当な（正当な理由のない）差別的取扱いをすること等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。

不当な差別的取扱いの具体例

1



保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る

2



障害のある人向けの物件はないと言っ

3



障害があることを理由として、障害のある人に対して一律に接遇の質を下げる

正当な理由がある場合

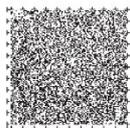
- 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が
 - ① 客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、
 - ② その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、
 - ・ 障害者、事業者、第三者の権利利益
(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)
 - ・ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。



☆例えば次のような例は正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられます。

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。(障害者本人の安全確保の観点)
※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。



ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の概要

目的 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進すること。

- ポイント**
- ① 障害者、高齢者等に関する施策の実施状況の一元的公表（第2）
 - ② ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進（第4）
 - ③ 施策実施段階における障害者、高齢者等からの意見の反映（第3の2）

第1 総則

1 定義

- ・「ユニバーサル社会」＝障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その専断が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会
- ・「障害者、高齢者等」＝障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者
- ・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策」＝障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、(1)～(5)を達成することを目指して行われる諸施策
 - (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
 - (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参画する機会の確保
 - (3) 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。
 - (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用できること。
 - (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする。

2 国及び地方公共団体の責務、事業者及び国民の努力

3 法制上の措置等

- ・法制上、財政上の措置等を講ずる国の義務を規定
- ・法制上、財政上の措置等を講ずる地方公共団体の努力義務を規定

第2 諸施策の実施状況の公表

- ◆ 政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこと。

第3 諸施策の策定等に当たっての留意等

- 1 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たり、(1)～(6)に特に留意しなければならない。
 - (1) 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者の、教育の内容及び方法の改善及び充実
 - (2) 障害者、高齢者等の多様な就業の機会の確保
 - (3) 障害者、高齢者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保
 - (4) 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段の確保
 - (5) 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置
 - (6) 選挙等に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができること。
- 2 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し及び実施するに当たり、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 3 国及び地方公共団体によるユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等
- 4 国及び地方公共団体による障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及等

第4 ユニバーサル社会推進会議

- ◆ 関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置

その他

- 1 施行日：公布の日（平成30年12月14日）から施行
- 2 施行後3年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

ぶんきょうくしゅわげんごじょうれい 文京区手話言語条例

れいわ ねん がつついたちせこう

(令和6年4月1日施行)

もく てき 目 的

この条例は、手話は言語である(※)という認識の下、手話言語に関する基本的な考え方を定め、文京区、区民、事業者の責務や文京区の取り組みの基本的な事項を明らかにすることにより、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会を実現することを目的に作りました。

※「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において言語として位置付けられています。



きほんりねん 基本理念

手話言語に関する基本的な考え方は以下の3つです。

- 1 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶ権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利及び手話言語を守る権利を有し、これらの権利は、尊重されなければならないこと。
- 2 手話言語による意思疎通は、手話言語を必要とする者にとって円滑に行われなければならないこと。
- 3 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならないこと。

せきむ 責務

ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ せきむ いか
文京区、区民、事業者の責務はそれぞれ以下のとおりです。

- ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ くに およ ちほうこうきょうだんたい たかんけいきかん
文京区 区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関
とう きょうりよく きほんりねん もと しさく すいしん
等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進する。
- く みん きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりよく
区 民 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力する
つと
よう努める。
- じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりよく
事業者 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力する
つと
よう努める。
- じぎょうかつどう きほんりねん もと しゅわげんご ひつよう
事業活動において、基本理念に基づき、手話言語を必要とする
もの しゅわげんご いしそつう えんかつ おこな
者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるよう
つと
努める。

く しさく 区の施策

ぶんきょうく すいしん おも しさく いか
文京区が推進する主な施策は以下のとおりです。

- しゅわげんご たい りかい そくしんおよ しゅわげんご ふきゅう かん しさく
手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策
- しゅわげんご ひつよう もの ひつよう ばめん しゅわげんご
手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による
じょうほう しゅとくおよ りようなら いしそつう おこな しさく
情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策
- しゅわつうやくしゃ かくほ ようせいおよ ししつこうじょう しさく
手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策
- き め しえん
切れ目のない支援
- ふくしおよ ほけん かんきょうせいび
福祉及び保健サービスにおける環境整備
- さいがいじとう そち
災害時等における措置



ばんきょうくしょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょう
文京区障害者による情報の取得及び利用
なら いしそつう そくしん かん じょうれい
並びに意思疎通の促進に関する条例
れいわ ねん がつついたちせこう
(令和6年4月1日施行)



もく てき
目的

この条例は、障害者が情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることを促進するための基本的な考え方を定め、文京区、区民、事業者の責務や文京区の取組みの基本的な事項を明らかにすることにより、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に作りました。

きほんりねん
基本理念

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する基本的な考え方は以下の3つです。

- 1 障害者は、可能な限り、それぞれの障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段を適切に選択することができなければならないこと。
- 2 障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができなければならないこと。
- 3 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならないこと。

せきむ 責務

ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ せきむ いか
文京区、区民、事業者の責務はそれぞれ以下のとおりです。

- ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ くにおよ た ちほうこうきょうだんたい たかんけいきかん
文京区 区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関
とう きょうりょく きほんりねん もと しさく すいしん
等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進する。
 - く みん きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく
区 民 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力す
つと
るよう努める。
 - じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく
事業者 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力する
つと
よう努める。
- じぎょうしゃ じぎょうかつどう きほんりねん もと
事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、
しょうがいしゃ ひつよう じょうほう じゅうぶん しゅとく およ
障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び
りょう なら えんかつ いしそつう はか つと
利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるも
のとする。

く しさく 区の施策

ぶんきょうく すいしん おも しさく いか
文京区が推進する主な施策は以下のとおりです。

- しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう そくしん かん
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する
しさく
施策
- しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう しゅだん ふきゅう
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の普及
およ けいはつ かん しさく
及び啓発に関する施策
- しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう しえん おこな
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援を行う
もの かくほ ようせいおよ ししつこうじょう しさく
者の確保、養成及び資質向上のための施策

